

綾瀬市学校評議員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年綾瀬町教育委員会規則第1号）第16条に規定する学校評議員の役割、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役割等)

第2条 学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じ、次に掲げる学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

- (1) 学校の教育目標及び教育計画に関すること。
- (2) 学校の主要な教育活動に関すること。
- (3) 学校と地域との連携の進め方に関すること。
- (4) その他学校運営について、校長が必要と認めたこと。

(委嘱及び任期)

第3条 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解と識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- 2 学校評議員の任期は、委嘱を受けた日から、その年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 教育委員会は、特別な事情があるときは、任期満了前に学校評議員の委嘱を解くことができる。

(運営)

第4条 学校評議員制度の運営は、校長の責任と権限において行うものとし、運営に関する庶務は、学校が行うものとする。

- 2 第3条の意見を求めるに当たり、校長は、学校評議員に対し、学校運営に関する現状等について十分な説明と情報の提供を行うものとする。
- 3 校長は、学校評議員に個別に意見を求めることを原則とするが、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見交換を行い意見を述べる機会を設けることができる。

(守秘義務)

第5条 学校評議員は、学校評議員として知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。